

第四十三回国会 衆議院 石炭対策特別委員会 議 録 第二十二号

昭和三十八年六月十一日(火曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長代理 理事有田 喜一君

理事岡本 茂君 理事神田 博君

理事始関 伊平君 理事中川 俊忠君

理事岡田 利春君 理事中村 重光君

有馬 英治君 木村 守江君

藏内 修治君 白濱 仁吉君

中村 幸八君 井手 以誠君

滝井 義高君

出席國務大臣

通商産業大臣 福田 一君

出席政府委員

通商産業政務次官 廣瀬 正雄君

通商産業事務官 中野 正一君

(石炭局長)

通商産業事務官 影山 衛司君

(中小企業庁指 導部長)

委員外の出席者

大蔵事務官 海堀 洋平君

(理財局資金課 長)

通商産業事務官 井上 亮君

(石炭局長)

労働事務官 北川 俊夫君

(職業安定局調 整課長)

六月十日

産炭地域における中小企業者について
の中小企業信用保険に関する特別
措置等に関する法律案(内閣提出第
一七八号)

は本委員会に付託された。

同月七日

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を
改正する法律案(内閣提出第九二号)

は議院の承諾を得て修正された。

本日の会議に付した案件

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を
改正する法律案(内閣提出第九二号)

電力用炭代金精算株式会社法案(内
閣提出第九三号)

石炭鉱業整理規制臨時措置法案(内
閣提出第一二四号)

重油ボイラーの設置の制限等に関す
る臨時措置に関する法律の一部を改
正する法律案(内閣提出第一五八号)

産炭地域における中小企業者につ
いての中小企業信用保険に関する特別
措置等に関する法律案(内閣提出第
一七八号)

○有田委員長代理 これより会議を開
きます。

委員長が所用のため、指名により私
が委員長の職務を行ないます。

内閣提出、産炭地域における中小企
業者についての中小企業信用保険に関
する特別措置等に関する法律案を議題
として、まず政府に提案理由の説明を
求めます。福田通産大臣。

産炭地域における中小企業者につ
いての中小企業信用保険に関する
特別措置等に関する法律案
産炭地域における中小企業者につ

ついでに中小企業信用保険に関
する特別措置等に関する法律
(趣旨)

第一条 この法律は、産炭地域内に
事業所を有する中小企業者及びそ
の従業員に関し、当該事業所の移
転等に必要資金に係る中小企業
信用保険に関する特別措置並びに
これらの者の職業及び生活の安定
に資するための措置について定め
るものとする。

(定義)

第二条 この法律において「産炭地
域」とは、石炭鉱業の整備による
疲弊の著しい石炭産出地域及びこ
れに隣接し、当該整備による影響
の著しい地域であつて、政令で定
めるものをいう。

2 この法律において「産炭地域関
係中小企業者」とは、産炭地域内
に事業所を有する中小企業者であ
つて、次の各号の一に該当するこ
とについて当該事業所の所在地を
管轄する市町村長の認定を受けた
ものをいう。

一 産炭地域内における石炭鉱山
が次のイ又はロのいずれかに該
当するものとなつたため、当該
事業所において事業を継続する
ことが困難となり、当該事業所
を移転し、又は当該事業所にお
ける事業を転換する必要がある
と認められること。
イ 昭和三十五年四月一日以後
において事業の全部又は一部

が休止され、又は廃止された
石炭鉱山であつて、その所在
地を管轄する通商産業局長が
指定したものを。

ロ 昭和三十五年四月一日以後
において石炭鉱業合理化臨時
措置法(昭和三十年法律第百
五十六号)第三条第一項の石
炭鉱業合理化基本計画に基づ
く事業の整備に伴つて鉱山労
働者の数が著しく減少した石
炭鉱山であつて、その所在地
を管轄する通商産業局長が指
定したものを。

二 産炭地域内における石炭鉱山
が前号イ又はロのいずれかに該
当するものとなつたため、当該
石炭鉱山に係る鉱業権者、租賦
権者、鉱業権者若しくは租賦権
者であつた者又はこれらの者と
密接な関係がある消費生活協同
組合その他通商産業省令で定め
る団体に対する充掛金債権その
他通商産業省令で定める債権の
回収が著しく困難となり、当該
中小企業者の経営の安定に支障
を生じていると認められるこ
と。

3 この法律において「産炭地域関
係保証」とは、中小企業信用保険
法(昭和二十五年法律第二百六十
四号。以下「法」という。)第三条
第一項に規定する債務の保証であ
つて、産炭地域関係中小企業者の
前項の認定に係る同項第一号に規

定する事業所の移転若しくは事業
の転換又は同項第二号に規定する
支障の除去に必要な資金に係るも
のをいう。

(中小企業信用保険法の特例)

第三条 法第三條第一項の保険関係
であつて、産炭地域関係保証を受
けた産炭地域関係中小企業者に係
るものについての同条第一項、第
五項、第六項及び第七項の規定の
適用については、同条第一項中
「小企業者一人についての保険価
額の合計額が」とあるのは「小企
業者一人についての産炭地域にお
ける中小企業者についての中小企
業信用保険に関する特別措置等
に関する法律第二條第三項に規定す
る産炭地域関係保証(以下この条
において「産炭地域関係保証」とい
う。)に係る保険関係の保険価額の
合計額」とその他の保険関係の保
険価額の合計額とがそれぞれと、
「中小企業者一人についての保険
価額の合計額が」とあるのは「中
小企業者一人についての産炭地域
関係保証に係る保険関係の保険価
額の合計額」とその他の保険関係の
保険価額の合計額とがそれぞれと、
「その合計額が」とあるのは「産
炭地域関係保証に係る保険関係の
保険価額の合計額」とその他の保
険関係の保険価額の合計額とがそれ
ぞれ」と、同条第五項中「債務の
保証をしたときは」とあるのは「債
務の保証をしたときは、産炭地域

関係保証及びその他の保証」とに」と、同条第六項中「当該保証をした」とあるのは「産炭地域関係保証及びその他の保証」とに、それぞれ当該保証をした」と、同条第七項中「債務の保証をした場合において」とあるのは「債務の保証をした場合において、産炭地域関係保証及びその他の保証」とに」とする。

第四条 法第三條第一項の保険関係であつて、産炭地域関係保証に係るものについての同条第二項及び法第五條の規定の適用については、これらの規定中「百分の七十」とあるのは、「百分の八十」とする。
第五条 法第三條第一項の保険関係であつて、産炭地域関係保証に係るものについての保険料の額は、法第四條の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

(資料の提供等の依頼)
第六条 市町村長は、第二條第二項の認定をするため特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長、商工会議所、商工会その他の関係者に対し、資料の提供その他必要な協力を依頼することができるとする。

(国等の責務)
第七条 国及び地方公共団体は、産炭地域関係保証が円滑に行なわれよう努めるものとする。
第八条 国は、産炭地域内に事業所を有する中小企業者であつて当該事業所において事業を継続することが困難となつたもの及びその従

業員に対して、これらの者の職業及び生活の安定に資するため、職業訓練の実施、就職のあつせんその他の措置を講ずるよう努めるものとする。

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律は、昭和四十四年三月三十一日までに廃止するものとする。

理由

産炭地域内に事業所を有する中小企業者の事業所の移転等に必要な資金に係る中小企業信用保険に関する特別措置を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○福田国務大臣 たいだいま提案になりました。産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律案につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

石炭鉱業におきましては、石炭鉱業合理化計画に基づきましてその整備ないし近代化等が進められてきているところであり、これに伴いまして、事業活動が縮小され、あるいは休止の状態に立ち至つた石炭鉱山が少なからずあらわれ、その結果として、経済の基盤を石炭鉱山に依存する産炭地域の疲弊が目立つてまいりました。とりわけ産炭地域における中小商工業者につきましては、こうした場合が一

段と強く及ぶものと考えられる次第であります。政府におきましては、過般石炭対策大綱を閣議決定いたしました際、石炭鉱山の終閉山に伴い移住、転業を余儀なくされ、あるいは売り掛け金の回収の困難となつた中小商工業者に対し、国民金融公庫及び中小企業金融公庫からの融資について特段の配慮を加えることといたしました。さらにかような中小企業者については、とかくその信用力が薄弱であることにかんがみまして、信用補完制度の面で特別の措置を講ずる必要があると考えられる次第であります。

この法律案は、以上の趣旨にしたがひまして、事業が休止され、または鉱山労働者の数が著しく減つた石炭鉱山の影響を受けて、事業所の移転または事業の転換を余儀なくされた中小企業者、あるいはこのような石炭鉱山等に対して持つて持っている売り掛け金債権などの回収が著しく困難となつた中小企業者が、所要の目的のために借り入れる資金についてなされる信用保証に關し、中小企業信用保険法の特例を定めるとともに、国及び地方公共団体が、このような中小企業者及びその従業員の仕事及び生活の安定に資するため所要の措置を講ずるよう努力することについて定めるものであります。

このうち中小企業信用保険法の特例について申し上げますと、第一に、産炭地域関係中小企業者が受けた産炭地域関係保証については、その者に認められる信用保険の通常ワックに対し別ワック扱いとすること、第二に、この関係の保証におきましては、てん補率を通常の百分の七十から百分の八十に引き上

げること、第三に、保険料率につきましては、通常年百分の三以内でありまして、これを年百分の二以内において政令で定める率に引き下げることであります。

以上、この法律案の提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。何とぞ慎重御審議の上、御賛同下さいませうお願い申し上げます。

○有田委員長代理 これにて提案理由の説明は終わりました。本案に対する質疑は、後日に譲ることといたします。

○有田委員長代理 次に、内閣提出、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案、電力用炭代金精算株式会社法案、石炭鉱業経理規制臨時措置法案及び重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に關する法律の一部を改正する法律案を議題として審査を進めます。

この際、本院の承諾を得た修正部分について、政府の説明を聴取することといたします。福田通商産業大臣。

を改正する法律案を次のように修正する。
第九條の二の改正規定の次に次の改正規定を加える。
第二十五條第一項第十二号の次に次の一号を加える。
十二の二 石炭鉱業の再建に必要な資金の貸付け
第二十六條第二項に次の一号を加える。

十三 前條第一項第十二号の二に規定する資金の貸付け及び償還の方法
第三十六條の十四の改正規定の次に次の改正規定を加える。
第三十六條の二十二の次に次の一条を加える。

(再建資金の貸付け)
第三十六條の二十三 第二十五條第一項第十二号の二に規定する資金の貸付けは、採掘権者であつて通商産業省令で定める基準に該当するものに対し、その事業を再建するために必要な資金(設備資金を除く。)について行なうものとする。

2 前項の貸付けは、通商産業大臣が石炭鉱業審議会の意見をきいて、その貸付けを行なうことが石炭鉱業の合理化の円滑な実施を図るため必要と認められた場合に限り、行なうものとする。
第五十三條の二第三号の改正規定中「改める。」を「改め、第三十六條の二十一の下に、第三十六條の二十三第一項」を加える。に改める。
附則第二條の二の改正規定中「加え」の下に、「及び石炭鉱業の整備に必要な資金の貸付け」を、「石炭鉱

業の整備に必要な資金の貸付け及び石炭鉱業の再建に必要な資金の貸付けにを加える。

○福田國務大臣 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案中修正点の趣旨を御説明申し上げます。

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案につきましては、すでにこの国会に提出しておりますが、最近における石炭鉱業の状況にかんがみ、石炭鉱業の合理化の円滑な実施をはかるためにその再建をはかることが特に必要と認められる炭鉱の事業を再建するため、新たに石炭鉱業合理化事業団による石炭鉱業の再建に必要な資金の貸し付けの制度を設けることとし、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案に所要の修正を加えることといたしました。

この修正点の内容は、石炭鉱業合理化事業団の業務として、石炭鉱業の再建に必要な資金の貸し付けを加えるものとし、この貸し付けは、一定の基準に該当する採掘権者に対し、通商産業大臣が石炭鉱業審議会の意見を聞いて必要と認められた場合に行なうものとしたこととあります。

なお、石炭鉱業合理化事業団が行なうこの貸し付けの業務は、昭和四十三年三月三十一日までに廃止するものとしたしております。

以上がこの修正点の趣旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同下さるようお願い申し上げます。

○有田委員長代理 以上で、修正部分についての政府の説明は終わりました。

○有田委員長代理 これより四法案について、前会に引き続き質疑を行ないます。質疑の通告がありますので、これを許します。井手以誠君。

○井手委員 まず、資金関係でお伺いをいたします。

先般の石炭鉱業審議会において、合理化整備を円滑に進めていくためには現在きめられておる資金ではきわめて不十分であるから、少なくとも二百三十三億円の資金が必要であるという意見が出、また答申があったようでありますが、その内容を承りたいのであります。

○中野政府委員 先般開かれました石炭鉱業審議会の資金部会におきまして、主として昭和三十八年度の石炭鉱業の資金計画、資金繰り等につきましていろいろ御審議を願ったわけでありまして、その際に提出いたしました資料によりまして御説明をいたします。

まず、設備資金でございます。これにつきましては設備資金の所要額が大手につきまして二百七十三億、中小につきまして五十億、この中小というのは二十六社、大手は十八社であります。これは調査対象になったものだけについて申し上げるわけでありまして、合計三百二十四億弱の設備資金が必要。これに対してその収入源でございますが、これにつきましてははもろろん市中金融機関等からも極力これを調達するように努力させ、われわれもそういう期待を持って努力させております。

ですが、設備資金については、何といたしても開発銀行の金、それから合理化事業団の近代化資金、こういうものが相当のウェイトを最近増してきておりまして、これにつきましては、たとえば開銀は今度の昭和三十八年度の財政投融資で百十億というふうにきまっております。それから近代化資金は、約三十四億程度でございます。それ以外に興銀であるとか長期信用銀行、市中金融機関、それから自己資金等を合わせまして、調達のはうは三百七十三億ということになっておりますが、いま申し上げましたような新しく要る設備投資の金が二百三十三億。それ以外に借り入れ金の返済、これは開銀、市中金融、近代化、近代化はあまりございませぬが、こういうものがございませぬ。石炭産業全体として昭和三十八年度に設備資金関係として所要の金が四百五十五億、したがって、所要資金が四百五十五億で収入のはうは三百七十三億でございますから、その差額の八十二億四千万円というものが不足をする、こういうことになっております。

それから次に整備資金でございます。退職金金融でございますが、これも大手につきましては、ほぼ三十七年度と同じ程度、それよりちょっと少ないのですが、退職者が出ます。それからもう一つは、勤続年数の長い人がやめるといふような関係で、単価が上がってきております。それから職員が相当今度はやめるといふようなこともありまして、大手が二百二十九億、中小を入れますと二百三十三億ほど金が必要。それ以外にもろろん退職金金融の返済も幾ぶんございませぬので、全体で三百八十四億ほど金が必要。これに対して

市中金融機関からも相当努力をさせますが、整備資金の金融は御承知のように市中からの期待は非常にむずかしい状況にございませぬ。もろろん退職金の引き当て金であるとか、そういうものも全部充たせませぬが、どうしても借り入れ金も主として財政資金にたよらざるを得ない。これは御承知のように財政投融資で六十億計上されております。したがって、その関係でいろいろ努力をしても所要資金に対して百五十一億の穴があく、こういう計算になっております。したがって設備資金と整備資金で二百三十三億の不足が出る、こういうことになります。

○井手委員 私は資金の関係だけでございませぬが、ただいまの御説明では、二百三十三億はどうしても必要である。これは予定よりも合理化が急速に進行したためと、さらに当初予算が非常に縮められた結果であると考えております。明らかに予算が足りない。それをどう政府はまかなおうとされるのか、これは政務次官にお答えを願います。国会でそれほど明らかにした予算の不足という問題を、通産大臣はどうか考えになりますか。ただこのままで済ませるわけにはいかぬと思っております。国会中に明らかになった問題ですから、秋の臨時国会における補正予算というわけにまいりませぬ。やはり重大な問題ですから、通産大臣、それから大蔵大臣にも来てもらわなければなりません。

○有田委員長代理 ちょっと速記をとめて。
○有田委員長代理 速記を始めて。
○有田委員長代理 速記を始めて。
暫時休憩いたします。

午前十一時六分休憩

午前十一時二十七分開議
○有田委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

四法案に対する質疑を続行いたします。井手以誠君。

○井手委員 三十七年度の整備資金は幾らであったか、それからことしは幾らであるか、予算のほりをお示し願いたい。

○廣瀬(正)政府委員 ただいま井手委員から御質問の点でございますが、整備資金につきましては、前年度は財政投融資で百億円を計上してあったのでございまして、本年度は六十億円しか計上されてないのでございませぬ。それにつきましては、石炭鉱業審議会から答申があることとございませぬので、答申の線を十分尊重いたしまして、整備資金の額の拡大につきましては、通産省といたしましては強く主張いたしまして、ぜひとも必要なだけは財政投融資の追加を計上したい、かように考えておる次第でございます。

○井手委員 石炭局長にお伺いいたします。三十七年度の整備は幾らであったか。三十八年度の計画は幾らでございますか。よろしくございませぬ。あとでまたそういうことをお伺いいたします。三十八年度は三十七年度よりも整備がふえておるのに、整備資金が少ない。当初から少なかった。私は非常にふしぎに思っておりますが、整備をスローダウンするだろうと期待をいたしておりました。ところが、結果においては逆でございます。そこで政務次官にお伺いしますが、ぜひその百五

十一億の不足資金を確保したいという強い熱意を表明なさいました。これは財政投融資の資金だけでけっこうですか。整備資金はその分だけでよろしいでしょうか。

○中野政府委員 整備資金につきましては、先ほどもちょっと申し上げましたが、市中の金融機関からの調達が必要にむずかしい。むずかしいといつて、これはほつておくわけにはいきませんので、合理化事業団の保証制度というものがございまして最近これもだいぶ活用されるようになりましたので、そういう保証制度等を活用することによって、できるだけ市中からも調達させるようにいませつかく努力させております。それでもなお、どうしても整備資金として財政投融資にたよるを得ないということ、それを先ほど政務次官が御答弁なさったのだらうと思ひます。ただわれわれは、財政投融資計画については決して最初から六十億で満足したわけではなくて、これでは絶対足りないということを何度も言ひましたが、財政投融資全体のワケの問題もその当時ございまして、折衝の結果としてそういうことになったわけでありまして、当初からこれは不足するということではわれわれとしては主張し続けてきております。

○井手委員 最初から足りなかつた。整備が拡大いたしましたら、さらに足りなくなつた。そうなりますと、廣瀬さん、どうなさいますか。いつ財政投融資の措置をなさいますか。金融機関の融資に努力しただけでは、事態は済みませんよ。努力してもなお百五十億円足りない問題ですから、これはどういうふうになさるつもりですか。

足りないことが明らかになつた場合、経費が不足した場合はどうなさいますか。

○廣瀬(正)政府委員 ただいま石炭局長から御答弁申し上げましたように、合理化事業団の保証制度を活用いたしまして、市中銀行の御協力も最大に願ひたいと思つておりますけれども、それでもなおかつ足りないということは大体見通しがつきますので、私どももいたしましては、財政投融資の計画を変更いたしまして増額を願ひたいこととで、ただいま努力を続けておるわけでございます。なるべく早く実現するように、おそくとも上期中には実現するようにはいたしたい、こういうような目標でいたしておるわけでございます。

○井手委員 九月までには実現したいということですね。それで整備計画とか合理化計画はどうなつてまいりますか。その見通しが立たねば五百五十億万トンの整備を進めるわけにはまいらぬはずですが、重大な整備という問題ですから、見通しが立たないもの整備計画を進めるわけにはまいらぬはずです。

○廣瀬(正)政府委員 先刻申しましたように、現在六十億円計画に入つておるわけでございますからこれで間に合ふ、かように考えておるわけでございます。上期中には見通しをつけてはつきり増額を要求して決定いたしました、かように考えておるわけでございます。

○井手委員 六十億になお百五十一億円足りない。市中銀行の分ももちろんございませぬ。それは半分にも満たない額です。ところが一方整備はほとんど

進んでおりますよ。そこをどうなさるかというわけですね。何とかなるから整備だけは進めていこうというわけにはまいりませぬよ。その辺を私は確めておるんです。財政投融資の話がつかなければ、整備計画というものは変えなければならぬでせう。

○廣瀬(正)政府委員 百五十億と申しましたのは年度中の金額でございます。ただいま六十億でございますので、一日も早く増額をはかりませうけれども、当分の間は六十億で間に合ふものと、かように考えておるわけでございます。

○井手委員 私と意見が違ひますが、きよりはつなぎの質問でございますから、これで私は一応打ち切ります。

○有田委員長代理 滝井義高君。

○滝井委員 先日のご続きからやらせていただきます。

進んでおりますよ。そこをどうなさるかというわけですね。何とかなるから整備だけは進めていこうというわけにはまいりませぬよ。その辺を私は確めておるんです。財政投融資の話がつかなければ、整備計画というものは変えなければならぬでせう。

○廣瀬(正)政府委員 百五十億と申しましたのは年度中の金額でございます。ただいま六十億でございますので、一日も早く増額をはかりませうけれども、当分の間は六十億で間に合ふものと、かように考えておるわけでございます。

○井手委員 私と意見が違ひますが、きよりはつなぎの質問でございますから、これで私は一応打ち切ります。

○有田委員長代理 滝井義高君。

○滝井委員 先日のご続きからやらせていただきます。

で六百六十六万トンの内訳は、昭和三十七年度中に閉山をして三十八年に買上げを申請したものが二十五万トン、それから三十八年に申請をしたけれども、生産計画あるいは周囲の情勢から三十八年度閉山をしないというの、いわゆる一応申し込んでおいて順番だけをとるといふものが百七十万トンあった。同時に今度は三十八年に閉山をして予算処理をするものは三百五十万トン程度である、こういう御説明がございました。そうするとなお百二十一万トン余るわけですね。この百二十一万トンは三十九年度に繰り越すものである、こういう六百九十七万トンの内容の説明があつた。

そこです第一にお尋ねいたしたい点は、一応順番だけをとるために申し込んでおつたという百七十万トンで、こういうものが一体許されるのかというところでございませぬ。御存じのとおり、石炭鉱業合理化臨時措置法の三条で、合理化の基本計画をお立てになるわけですね。そして同時に、今度は四条で毎年の計画をお立てになる。こういうふうに二段がまえになつておる。合理化計画は昭和四十二年までお立てになる、こういう四十二年までの計画の中に大体こういうような山をこういう順序でつぶして行くというところをおよそめどをつづけられるのは、これは当然のことだと思ひます。しかし、実施計画の中にことしつぶさない山まで入つてくるというところは、少し筋違ひではないかと思ひます。

「有田委員長代理退席、木村(守)委員長代理着席」
こういう意味で、ことしつぶさない、順番だけをとるために出た百七十万トンのようなものをこのままにしておくことがけしからぬというのが、この前の私の論点です。とにかく申し込んでおく、しかし、これはいつつぶすかわからぬ、三十八年度につぶすか、三十九年につぶすか、四十年につぶすか、四十一年につぶすかわからないわけですよ。たまたまほとんど進進をやつておつたところが、とてもいい鉱脈にぶち当たつた、だから、わしのほうは三十九年につぶすというところで申し込みしておつたが、四十年につぶすというものが出てくるかもしれない。そういうものを一々受け付けておつて、そして順番を待たしておるということになれば、これは異常な社会不安を地域経済にも及ぼすし、あるいは労働者にも不安定な状態を与えることになるわけですね。したがつて、そういうことは許されぬわけですね。これはあとで労働省に尋ねることになるのですが、労働省にも関連をしてくる。こういうことはいまままで、われわれは有沢さんから聞きもしなかつたことなんです。しかも法律もそういう体系になつていないと思ひ、毎年やることにはなるのですから、したがつてこういう百七十万トンは却下すべきだという主張をこの前したものが、それについて答弁がはいまいもこととしておつたわけですね。まず、こういうものの取り扱ひを一体どうするかというところで。

○中野政府委員 先般の滝井先生の御質問に担当の課長が答へまして数字を申し上げたのでありますが、そのうちの、三十八年度に申し込みはしたが、通産省で、審議会の過程でいろいろ検討をした結果、いま言ったように、百七十万トンは三十八年度に閉山をしない

申したとおりでございます。三十八年度に閉山をしないという御説明があつたわけですね。そこ

後に削りました分が入っておるわけであり、それから筑豊の二山も六百七十一万トンの中に入っておるわけです。ですから、あと残ります五十万トン、中小炭鉱の百七十万トンのうち約五十万トン——正確には四十九万トンですが、約五十万トンが三十八年度閉山を要したものでございます。だからこれは入っていないわけであり、初めから落としてあるわけであり

○井上説明員 これはあまりはつきり大手が中小か言いたくないのですが、率直に言います、中小でございます。中小でございますが、この中小はこの四十九万トンの中に入っていない中小でございます。むしろ閉山予定の六百七十一万トンの中に入っている中小でございます、この四十九万トンの中には一応入っていない数字でございます。

○滝井委員 四十九万トンは中小だと書いて、四十九万トンの中に入っていない中小があったりなかったりしたのでは、われわれはさっぱりわからぬのです。まきりあななの方の恣意によつて山が生きたりつぶされたりする、こういうことが困るのです。だから、やはりきちっとガラス張り、山をつぶすならつぶすことにしないかと、じゃ、北川さんに尋ねるが、十八万トンと四十九万トンの雇用計画は一体どうなっているか、こうなるか、あんなのはわからぬでしょう。

ときはつぶす、あるときはつぶさない、大手に入っておつたり中小に入っておつたり、こんなことでは資金計画も立たないし、再就職計画も立たないでしょう。われわれはわからぬ。だから、これはあとから労働省に尋ねますけれども、いまのようにこまかく分けて一つ一つ尋ねていきますが、こういうふうなあまり不明瞭なことでは困ります。そのときそのときの勝負にしてもらわないことには、労使の間の話がついたらこれは入れようとか入れまいとかいうことでなくて、資金計画というものはその年度年度にきちっとけじめをつけるべきだと思ふ。そうではないと、一々、あるときは入り、あるときは入らなかつたりする。四十九万トンは中小だから、その十八万トンは入っていない。ところがれっきとして百十八万トンの中に入ってきているのですから、そこらあたりどうもこの数字のところは、廣瀬さんおそらく何がだかわからなくなつたのではないかと思ふのです。

○井上説明員 非常に明快に実は計画はできておりましたが、私の説明が非常に要領を得ない、説明が悪いのかと反省いたしておるわけでございます。縦と横と、大手と中小というぐあいに、体系的に説明しますとわかるわけでございます。たとえば六百七十一万トン、これは地域別炭田別に大手、中小と明確に計画はできておるわけでございます。これは山別、会社別にもありますが、会社別でなくとも、要するに審議会に出しました資料の付属資料としても、一応北海道中央地域では大手が何万トン、中小が何万トン、計その当該炭田で何万トンという

ぐあいに、各地域別に出ておりました、その地域別の大手、中小別の数字と、さらにそれに伴う離職者も当然出したわけでございます。そういう形と、先ほど委員説明いたしましたような、これを今度は自然消滅とか、保安不良とか、事業団買い上げとかいう範疇で整理しますと、それがどういふ姿になるかという推計をいたしました。あるいは実際にその年に閉山するもの、あるいはその年度末に閉山して対策は次年度だ、一日違いで次年度だというふうな性質のもの、そういうふうなものを整理いたしております。この数字につきましては、大体不明瞭なんというところはございませんで、その点は説明が悪いわけでございます。まして、明瞭に計画はされておるわけでございます。

○滝井委員 炭鉱整理促進交付金の地区別の申請の状態を、あとでいいです。一表にして出してもらいたいと思ふのです。

たとえば、北海道が二十八炭鉱、二百十五万トン、東部十四炭鉱、二十一万トン、西部十一炭鉱五十五万トン、九州七十一炭鉱四百六万トン、計炭鉱二百二十四、トン数にしますと六百九十七万トン、これはあなたのほうの資料にちゃんとあるわけですか。それがどういふぐあいに変わつていったかという、北海道二百十五万トンが二百一十トン、東部二十一万トンが二十二万トン、西部五万トンが五十三万トン、二万五千人減つた。九州四百六万トンが三百二十五万トンで、八十六万トン減つて六百七十一万トン、こうなつたわけですか。それが今度五百五十三万トンになる

と、北海道が百八十三万トン、さいざんの十八万トン減つたのです。問題の十八万トンです。東部二十二万トン、同じく二十二万トンです。西部五十三万トン、そのまま五十三万トンです。九州三百二十五万トンが二百九十五万トン、三十万トン減つたのです。合わせて五百五十三万トン。これをさらに今度は内訳をしてみたいのは、百八十三万トンの北海道の中で、自然消滅が幾らで、保安不良が幾らで、内訳が各地区別に出るわけだ。それから四百八十一万トンの事業団の買い上げが幾らと出るわけですか。これは出なければならぬはずですが、それをひとつ、一表にして出してもらいたいと思ふのです。

同時に、いまから質問をしますけれども、今度はそれに伴う整備資金と再就職計画、これがやはりあわせてついでになければいかぬのです。それをいまからちょっと資金のほうを質問をして、同時に再就職計画を質問しますから、質問をしたあとで今度は一括してきちつとした資料で、もう大臣が見、政務次官が見ても、一覽表でさつとわかるようにしてください。いまから質問しますから、それだけ前もって言うて質問します。

○中野政府委員 いま先生の資料要求のことで、私のほうでできると思ふのは、要するに今度の三十八年度の合理化実施計画は、審議会が五百五十三万トンという答申があつたわけでございます。そのときに、地域別炭田別にこれはきめなさい、こういうことになつておられますから、地域別炭田別にそれを出して、そして、先生の御要求でありますから、大手、中小で分けて出

す、これが一番わかりいいのではないかと思います。それでいろいろの買い上げ規模の事業団申し込みのほうから説明されると非常に話がややこしくなるので、要するに審議会できまつたものは五百五十三万トンですが、その内訳は井上炭政課長が何度か説明しておるうちに、自然消滅が四十三万トン、保安不良整備が二十九万トン、事業団買い上げが四百八十一万トン、三十八年度予算の四百四十万トンのうち三十一万トンは年度末に閉山するんだから来年度予算で処理いたします。こういうことで非常に簡単なことですが、ただ問題は、地域別に大手、中小にこれを分けるその程度の資料をさつと出したいと思ふのです。それで御了承願いたいと思ふのです。

それから資金計画なり再就職計画は、五百五十三万トンで全部組んでおるわけですが、ただ、整備資金については、先ほど井上先生の御質問があつたように、資金部でも金が足りないのではないかと、御指摘はあつておるわけですが、これは政務次官が先ほど御答弁になつておるわけですか。

○滝井委員 よくわかりますから、五百五十三万トンの自然消滅、保安不良炭鉱整備それから事業団申し込み、三十七年度処理の分が回つてくるものがありまして、非効率の分と両方ありますが、炭鉱整理促進、それから今度の三十八年度の炭鉱整理促進、こういうふうな地域別炭田別に分けたものを出していただければけっこうです。いまのとおりにやっていたらだいたいと思ふ

次は、井上さんの質問ではつきりし

を印刷したものがございまして、いますぐ取り寄せましてお配りしたいと思います。しりの数字は、一番大事なところは先ほど私が読み上げたのとおりであります。

○海堀委員 それはあとで検討しようです。その質問は次会にそれを見せていただいでからいいですから、あとで届けていただくつもりでいただきます。

大蔵省の資金課長さんがいらっして、さういふ質問は、二百三十三億程度設備資金と整備資金が不足するということがはつきりしてきたわけですね。これをまかなうだけの資金計画が立つのか立たないのかということですね。私が心配するのは、国立病院の特別会計をつくって、特別会計で労働者のほうの金である厚生年金の積み立ての還元融資をやっている年金福祉事業団から、今度は国立病院が借りるんですよ。労働者の金を国が借りなければならぬ。資金計画が窮乏なんですよ。これを撤回せよと言われども、これはこの前、大蔵大臣のそでを引っぱって資金課長がどうしても答弁させないんですよ。これは五億か十億のわずかな金なんです。ところが今度は二百三十三億五千三百万円ですよ。五億や十億じゃないんです。相当大きな財政投融資の変更をやつてもらわなければならぬことになるんです。これは大蔵省としては大丈夫ですか。

○海堀説明員 先ほど石炭局長からも御答弁申し上げたように、要するに財政投融資だけが、しかも、たとえば整備資金だけが問題ではなくて、資金としては全体がやはり問題であり、資金

のソースとしましては、もちろん石炭鉱業のことでございまして、財政資金に非常にウェイトがかかりつつありますが、先ほどもお話になりましたように、興長銀だと市銀とか、そういう関係もございまして、したがって、財政投融資としまして現在、お尋ねの整備資金をどう手当てするかということとはまだ、関係してあります企業の成績もございまして、要するに収益も予想を立ててありますので、したがって、その収益予想の見通しの問題もございまして、それから興長銀からの期待というふうなこともございまして、それから市銀からどういふふうな協力を受けるかという見通しの問題もございまして、さらに、これはあまり関係いたさないかと思ひますが、退職時期の問題もあろうかと思ひます。しかし、いずれにしても、事は整備資金という問題になりますと、やはり具体的な退職していく方の生活の問題にも関連することでございますから、大蔵省としてもあらゆる手段を尽して、その後どうにもならない面というものはやはり、どういふ手段によるかは現在のところまだ年度が始まったところで、原資の見通しというところにつきましては非常にむずかしいかと思ひますが、何らかの点で手当てを考慮するを得ないんじゃないか、どういふふうな考へております。

○海堀委員 何らかの形で考へる、さういふ井手さんの質問に対しまして、ことしは六十億程度あるんですから、それで泳いでいきます、九月ごろになったら、こう言うけれども、これは申請をしてやり始めますと、労働者もさあつくすれちゃうんですよ。働

かなくなつちゃうんですよ。山は、申請をして合理化事業団から鉱内の調査が来ると、もうやらぬですよ。ただポンプアップだけです。もう調査が終わつたら、ポンプアップもやめちゃうんですよ。こういう形になるんですよ。すでに百十八万トンの中に入っている山でも、そういう傾向が出てきておるんですよ。もう資金の分割払いです。期末手当その他はもう来年でなければやれません、こうきておるんですからね。そうなる、労働者は浮き足立ってやめていくことになる。やめていけば、退職金をもらわなければならぬ。だから、資金は九月以降にゆくりついたらいいというふうなものではないんですよ。こういう点については、やはり五百五十三万トンができたならば、それに対するきつとした財政資金の裏づけをしてもらわぬことには、もう話にならぬわけですよ。まだことし閉山せぬでもないものまで受け付けて、そして閉山させる。三十九年三月三十一日に閉山するものまで入れてしまつていまして、二百三十三億不足です、こういうことでわれわれにこれを納得せよと言つた、とてもこれは納得できるもんじゃありません。そのときになって、金がつかぬと言つて投げ出されるかもしれないですね。やはりわれわれは疑い深くならざるを得ない。だから年度初めにきつと、金に糸目はつけない、金の頭はそろつておりますよと、こういふようにきつとそろえてくれて、五百五十三万トンをつぶすという問題が出てこなければ話にならぬですよ。この問題はどつせ大蔵大臣にも来てもらつてこれははつき

りしないと——この前私、病院の特別会計をつくることもやつたんです。労働者の金を国立病院が借りるというんですから、前代未聞だと思ひます。こんなばかんなことはないんだけれど、資金課長さんどうして——この資金課長さんで引っぱつて答弁させないんですよ。答弁させなければこれを通さぬということ、さういふ答弁したんですよ。五億か十億ですから、さういふ金なんです。それを労働者の年金福祉事業団から国立病院が借りる。そしてそれを等ということにしてごまかしてしまつた。さういふ実態だから、なかなか資金課というのには誤りです。これは局長さんや井上さんが交渉しておわりのようになかなか洗滌して五億や十億の金じゃない。二百三十三億というの、いまの状態からいへばばかんな金ですよ。それでこれは大蔵大臣その他に求めてもらつても少し詰まなければならぬが、資金課長さん何かあれば……。

○海堀説明員 ちよつと先ほどのに補足させていただきますので、私先ほど御答弁申し上げましたのは整備資金について申し上げましたので、設備資金のいま二百三十三億と申されまじたのは、多分整備資金の百五十一億と設備資金不足の八十二億と足された数字だらうと思ひます。先ほど私が申し上げましたのは、退職金という問題は閉山に直接つながる問題でございまして、これはあらゆる市中の協力とか、各企業の自主的な努力とか、さういふすべての努力を払つた後になおかつ残る問題は、財政資金の見通しとし

ましては、現在のところ投融資はまだ二カ月しかたつておりませんが、あらゆる努力を傾けて問題を解決していかなければならぬであらうということ、私たちが考へておるということ、申し上げました。設備近代化のほうの問題につきましては、これは将来の四十一年度までの、要するに石炭合理化計画全体に關連する問題でございまして、現在ではたしてこれだけの設備投資が必要であるかどうかという問題は、さらに十分に検討する必要があります。これは前掲として炭価もすに合理化計画を立てたときの前提よりもくすれておりました、はたしてその投資が有効なる投資なりやどうかというふうな問題もあつたので、設備資金につきましては別に十分な検討を遂げたいというふうな考へておりました。

○海堀委員 さういふように、今度設備資金については非常に先に延ばして、もいといふよりなことになる、たとへば第二会社その他に持つていったところ、これは相当の設備資金をもらわなければいけないということになるから、さういふ能率の悪い山には金が回らぬということになると、第二会社も怪しくなるといふことになつて、すべての前提がくすれてしまつて、さういふ金のことがはつきりしない、計画というものは空のものになつてしまふのです。これはいまのよう、整備資金は何とか考へるけれども設備資金は、ということになると、さういふ整備資金は不離一体のものなんです。さういふ形になつてきているんですよ。たとへば三井でいへば、相当の金を三池に入れていく、したがって三池に金を入

れるから三井田川、山野から三池に相当の配置転換ができます。したがって、首を切るのはいけいに切らなくても、第二会社でここは何とかやっています。こういふように関連して行くのです。ところがそれを設備資金のほうはということになると、三池に設備資金が入らなければ山野、田川は引き取れません。それだけ引き取れないという事になれば、そこに泣かなければならぬ人が出てくるわけです。そうすると、今度はどういふことになるかという、首切りの資金がもつとよけいに要するということになる。だからこ

こあたりとの関係は、関係がないよ

ますので、そういうふうに御了解願いたい。
○滝井委員 理解があれば、次に田中さんが来てから、二百三十三億の数字はとにかくとして、検討して出しますという言葉をとるようにならねばならない。
次は労働省になるのですが、労働省は北川さんではちよつと困るのです。職安局長なりにやはり来てもらわねと困る。だから、ここでちよつと切りがよくならぬから……。
○蔵内委員長代理 次会は明十二日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。
午後一時一分散会

○中野政府委員 通産省としての答弁は、先ほど政務次官がお答えになつたとおりでございますが、通産省としては、石炭鉱業審議会の答申もあることでございますので、この答申の趣旨を尊重して、設備資金、整備資金——もちろん整備資金のほうに重点を置くべきであるという議論は成り立ち得ると思ひますが、両方の問題につきまして、早急にこの不足資金の手当てというものを考えていきたい、そういう方針でおるわけがあります。大蔵省の資金課長から御答弁があつたように、大蔵省はこのむずかしい石炭の問題に非常に理解があるわけです。これは政府全体としての問題であるわけござい